

負荷運転(負荷試験)に関する消防法の動き一覧(早見)

【概要早見表】

1	2	3	4	
昭和 50 年 (43 年前)	平成 18 年 (12 年前)	平成 28 年 (2 年前)	平成 30 年 (本年度)	
消防法第 17 条 3 の 3 点検報告義務	消防予 214 号 負荷運転を通達	消防予 382 号 報告方法を通達	消防告示第一二号 点検規定を改正	
			消防予 372 号 点検基準	消防予 373 号 点検方法の詳細

1975 年 4 月 (昭和 50 年)

消防法第 17 条の 3 の 3

点検報告義務

消防用設備等や特殊消防用設備等が火災時にその機能を発揮することができるよう、防火対象物の関係者に対し、定期的な点検の実施と、その結果の消防署長等への報告を義務付けているもの。

※特定防火対象物とは、百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で不特定多数の者又は災害時に援護が必要な者が出入りする施設（消防法施行令別表第 1 の (1) 項～ (4) 項、(5) 項イ、(6) 項、(9) 項イ、(16) 項イ、(16 の 2) 項、(16 の 3) 項に掲げる防火対象物)

参考 URL : http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_17/pdf/h29_0623-2.pdf

**点検報告義務違反は、未報告または虚偽の報告をした者に
30万円以下の罰金もしくは勾留(その法人も同様)**

2006 年 6 月 1 日 (平成 18 年)

消防予 214 号

→具体的に負荷運転の実施を通達

(抜粋) 消防予第 214 号第 24-3 総合点検

疑似負荷試験装置、実負荷等により、定格回転速度及び定格出力の 30% 以上の負荷で必要な時間連続運転を行い確認する。

2016 年 12 月 (平成 28 年)

消防予 382 号

→報告方法を通達。

負荷運転の記入箇所が空欄でも受理されていたものが未実施の場合は未実施と記載し、実施の場合は方法と使用機材、運転時間の報告が必要だと規定。

(抜粋) 点検が実施されたことを示す記号だけではなく、機器の種別、容量等に係る具体的な内容が記入されていること。

2018年6月1日

消防告示第一二号施行

(抜粋) ○消防庁告示第十二号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）第二及び第四の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

消防予 372 号及び消防予 373 号

非常用発電機の点検方法と報告方法を改正。

消防予 372 号 <https://fukashiken-center.com/img/index/syoubouyo372.pdf>

消防予 373 号 <https://fukashiken-center.com/img/index/syoubouyo373.pdf>